

教務担当者が知っておきたい 法令・制度と最新政策動向

【事前配付用抜粋版】

2022年8月25日
東京都立大学法人
宮林 常崇
miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp

この講習会で扱う内容は、所属機関の見解ではなく個人の見解です

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

1

受講の手引き

- 1 この資料をプリントアウト しておくか、
デスクトップ上にダウンロード してから受講してください。

ブレイクアウトルーム中は、スライドを画面共有することができないため、資料が手元にないとグループワークができません。

- 2 「クイズ」「ワーク」を事前に眺めておいてください。

回答を用意しておく必要はありませんが、眺めておいた方がグループワークの時間を有意義に使えます。

- 3 チャットへの書き込み と マイクオンで発言できる環境で
受講してください。

ブレイクアウトルーム中はご自身の考えをグループ内でお話いただきます。また、PCでの受講をおすすめします。

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

2

プログラムの構成

0 導入

- ◆ 大学教務のための7つの指針
- ◆ 大学の裁量/担当者の裁量

1 教務事務を取り巻く法規・制度

- ◆ 事前規制から事後チェックへ
- ◆ 大学設置基準等の改正動向

2 根拠と実務の関係

- ◆ 単位制度と学修時間
- ◆ 単位の授与と認定
- ◆ 学生と学籍
- ◆ 実務担当者を取り巻く根拠

3 窓口対応

- ◆ 成績問い合わせ
- ◆ 不正行為

4 SDを実務に活かす

- ◆ 実践的な知識の継承
- ◆ プログラムのまとめ

1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え

2 担当業務の根拠を調べる
3 教務事務を取り巻く制度（単位認定や退学・除籍など）の根拠と実務の差
4 大学設置基準の改正動向について職場で共有

1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え
5 実践的な知識の継承

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

3

0 導入

- ◆ 大学教務のための7つの指針
- ◆ 大学の裁量/担当者の裁量

- 1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

4

大学教務のための7つの指針

1. 教務は担当者の裁量が大きいことを理解する。
2. 関係法規を理解し適切に判断する。
3. 教育の論理を常に重要視する。
4. 学生の多様性を尊重する。
5. 社会常識に照らして検討する。
6. 他の構成員と連携を深める。
7. 力量を高める機会をつくる。

中井・上西編(2012) 『大学の教務Q&A』 玉川大学出版

ワーク① 大学の裁量

経済学部において、「必修科目」として開設しなければならない授業科目は何ですか？

＜このワークで考えたいこと＞

- ☐ 法令はどこまで規定しているか？
- ☐ 法令以外で実質的に規定しているものはあるか？

ワーク② 担当者の裁量

履修登録は今日17時が締切です。締切10分前に学生から電話がありました。
学生：スマホやノートPCを家に忘れてしまい履修登録が間に合いません。政治学演習Ⅱだけでも履修登録できれば卒業できるので、そちらで代わりに登録してもらえないでしょうか・・・
職員：（あなたならどうしますか？）

＜このワークで考えたいこと＞

- ☐ 窓口を担当する職員は、この時に何を考えるか？
- ☐ 公平とは？公正とは？

1 教務事務を取り巻く法規・制度

- ◆ 事前規制から事後チェックへ
- ◆ 大学設置基準等の改正動向

1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え

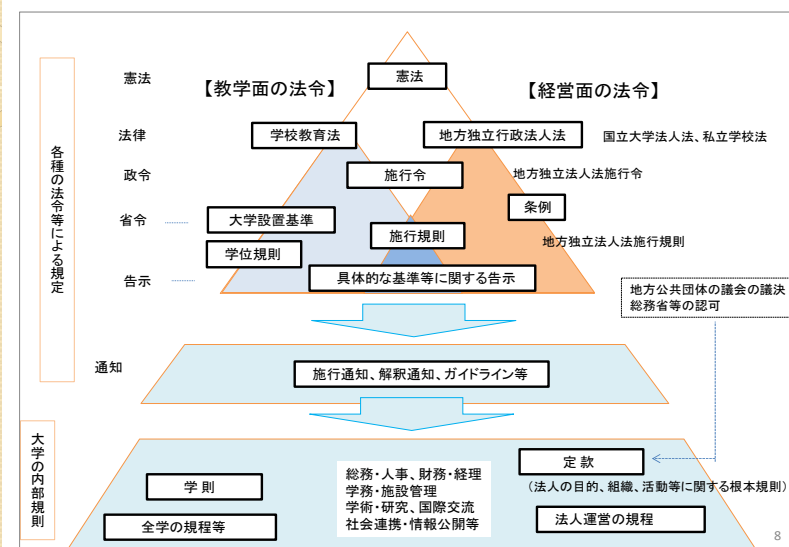
- 2 担当業務の根拠を調べる
- 3 教務事務を取り巻く制度（単位認定や退学・除籍など）の根拠と実務の差
- 4 大学設置基準の改正動向について職場で共有

クイズ① 関係法令の理解

○×で答えてください

- 問1 大学設置基準の改正には、国会の議決が必要である
- 問2 大学の判断で、専門分野に関する授業科目だけで卒業できるコースを設けてもよい
- 問3 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項は、現行法令を踏まえると教授会の決定が必要である
- 問4 博士の学位は、大学若しくは文部科学大臣が授与する

1-1. 法令や学内規則の体系①



(2014年2月16日 中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」を参考に作成)
© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

1-2. 法令や学内規則の体系②

憲法

法律・・・国会

教育基本法・・・平成18年に全面改正

「大学」が第7条に規定

学校教育法・・・学校制度の基本を定めたもの

教育職員免許法

政令・・・内閣の閣議

学校教育法施行令

教育職員免許法施行令

省令・・・大臣の権限

学校教育法施行規則

教育職員免許法施行規則

学位規則

大学設置基準

例えば卒業関係

←修業年限を規定

←卒業要件を規定

在学年限はどこで規定？

1-3. 学校教育法①

【1条校】（第1条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、・・・、**大学**及び高等専門学校とする。

【大学の設置】（第3条）

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い**、これを設置しなければならない。

【大学の目的】（第83条）

大学は、学術の中心として、**広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し**、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、**その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**

1－4 . 学校教育法②

【教育研究上の基本組織】（第85条）

大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

【修業年限】（第87条）

大学の修業年限は、四年とする。ただし・・・

【教授会】（第93条）

大学に、教授会を置く。

2 教授会は、**学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。**

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

13

1－5 . 学校教育法③

【学位】（第104条）

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

3 **大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。**

4 **大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。**

7 **独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。**

- 一 （略）大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 **学士**
- 二 （略）大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 **学士、修士又は博士**

文部科学大臣の定めるところ ⇒ **《省令》学位規則を確認してみよう**

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

14

1－6 . 《省令》学位規則

【（博士の）学位授与の要件】（第4条）

学校教育法第104条第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

【専攻分野の名称】（第10条）

大学は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

1953年学位規則公布	修士も学位に
1991年学校教育法改正	学士も学位に
	論文博士が法律に明記（学教法第104条第2項）
	専攻分野名は大学で設定可能

【学位規程】（第13条）

大学は・・・、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

15

クイズ② 設置基準の大綱化

教務委員会で新しいカリキュラムを検討しています。

学部長：法令では、卒業要件のうち、いわゆる教養科目は最低何単位必要なのか？

事務局：（あなたならどうしますか？）

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

16

1-7. 「大学設置基準の大綱化」の主な内容

【大学設置基準等の諸基準の改正（1991年）】

高等教育の枠組みとなる基準は可能な限り緩やかなものとし、
その中で各大学が創意工夫を発揮し、個性ある発展を遂げることが
望ましいと考えられる。

- ◆ 大学に開設を義務付けていた授業科目の科目区分（一般教育科目、専門教育科目、外国語科目及び保健体育科目）を廃止する。
- ◆ 卒業要件として定められていた各科目区分ごとの最低修得単位数を廃止し、総単位数（124単位以上）だけを規定する。
- ◆ 必要専任教員数について、各科目区分ごとに算定する方式を廃止、収容定員の規模に応じた総数のみを算定する方式とする。
- ◆ 授業の方法別（講義、演習、実験・実技・実習等）に一律に定められていた単位の計算方法を、大学の判断により弾力的に定めることができるように改める。

1-8. 事前規制から事後チェックへ①

戦後
まもなく

- ・ 大学設置基準による「事前規制」
- ・ 「自由化」と「質の保証」の整合性の問題

1991年

- ・ 大学設置基準の改正（いわゆる大綱化）
- ・ 「規制緩和」と「自己点検・評価（努力義務）」
- ・ ⇒ 「事前規制から事後チェックへ」

90年代
後半

- ・ 各大学で「〇●大学の現状と課題」
- ・ ⇒ 実態は「自己点検」に留まり、「自己評価」まで踏み込めなかった・・・

1-9. 事前規制から事後チェックへ②

1998年

- ・ 大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』
- ・ 自己点検結果を検証するシステムの導入を提言

1999年

- ・ 大学設置基準の改正（自己点検・評価の義務化）
- ・ 「外部評価」と「第三者評価」

2004年

- ・ 学校教育法の改正
- ・ <第三者評価としての>認証評価制度の導入

1-10. 《省令》大学設置基準①

【課程】（第5条）

教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

現行
では

【教員組織】（第3章 第7条～第13条）

- ・ 専任教員の数などを細かく規定
- ・ 主要授業科目は、原則として専任の教授または准教授

現行
では

【教員資格】（第4章 第13条の2～第17条）

学長、教授、准教授、講師、助教、助手について条件を規定

例：教授の場合

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でておりと認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

1-11. 《省令》大学設置基準②

【収容定員】（第18条）

- ・収容定員は、**学科又は課程を単位**とし、学部ごとに学則で定めるものとする。

現行では

【教育課程、単位制度】（第6章 第19条～第26条）

- ・教育課程は、各授業科目を**必修科目、選択科目、自由科目**に分け、これを**各年次に配当して編成**する。
- ・各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、**教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。**
- ・**1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準**とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準（略）により単位数を計算するものとする。

現行では

【卒業・修了要件】（第7章 第27条～第33条）

- ・大学に**4年以上在学し、124単位以上修得**すること。

現行では

【施設及び設備等】（第8章 第34条～第40条の4）

- ・必要な施設とその面積などを細かく規定
- ・専任の教員に対しては**研究室を必ず備えなければならない。**

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

21

1-12. 大学設置基準等の改正動向

- ◆ 中央教育審議会大学分科会で議論

6月22日開催の資料リンク先

「大学設置基準等の一部を改正する省令案骨子案」

https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20220622-mxt_koutou01-000023517_4.pdf

- ◆ 教務事務の実務に影響があることが考えられる例として

- ・ 基幹教員という考え方
- ・ TAやSAの活用と研修義務化
- ・ 単位数の算定方法（講義や実験の区別廃止）
- ・ 図書館や施設・設備の考え方
- ・ 特例制度の新設（自ら開設、授業期間、単位認定や遠隔の上限など）

- ◆ **セミナー当日はパブリックコメントでの公表資料等を踏まえ追加情報を提供します**

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

22

参考 大学設置基準の議論の現在

- ◆ 基幹教員という考え方の案（2つの条件）
 - ・教育課程の編成その他学部の運営に責任を担う
 - ・主要授業科目担当 or 年間8単位以上
- ◆ 特例制度という考え方の案
 - ・先導的な取組を行う学部等
 - ・内部質保証等の体制が十分機能している
 - ・教育研究活動等の状況の積極的な公表
- ◆ 新第8条の案（授業科目の担当）
 - ・主要授業科目は原則として基幹教員
 - ・授業補助者（TA・SA）に授業の一部を分担させることができる
- ◆ 新第11条の案（組織的な研修等）
 - ・大学は授業補助者に必要な研修を行う
- ◆ 第21条の改正案（単位）
 - ・おおむね15時間～45時間までの範囲で大学が定める授業の時間をもって1単位
- ◆ 第27条の改正案（単位の授与）
 - ・試験**その他の**大学が定める適切な方法により学修の成果を評価

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

23

参考 法令用語に留意

【「その他」と「その他の」の違い】

- ◆ A、B、**その他**C A と B と **その他**C は**並列関係**

「認証評価機関が存在しない場合**その他**特別の事由がある場合」

認証評価機関が存在しない場合 } は並列関係
その他特別の事由がある場合

- ◆ A、B**その他の**C Cの**具体例**としてAやBがある

「教授会の組織には、**准教授その他の**職員を加えることができる」

職員の具体例として**准教授**を挙げている

***法令では教員も事務職員も「職員」である。**

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

24

2 根拠と実務の関係

- ◆ 単位制度と学修時間
- ◆ 単位の授与と認定
- ◆ 学生と学籍
- ◆ 実務担当者を取り巻く根拠

- 2 担当業務の根拠を調べる
- 3 教務事務を取り巻く制度（単位認定や退学・除籍など）の根拠と実務の差
- 4 大学設置基準の改正動向について職場で共有

クイズ③ なぜ大学は単位制か

新入生に窓口で聞かれました

- ・ 時間制ではなく単位制なのか？
- ・ 卒業要件は124単位なのか？

1単位は
何時間？

英語が
1単位
なぜ？

昔、体育
は必修で
4単位
だった

2-1. 単位制度と学修時間①

1単位=45時間の学修
日本の大学では90分を2時間として扱うことが大半

(1) 前期 2単位・・・90時間の学修

うち 講義2時間（本当は90分）が15週=30時間
よって 自主学修には 時間が必要

(2) 卒業要件が120単位・・・5,400時間の学修が必要

→ 1年間で1,350時間

→ 1週間（年30週）で45時間

→ 1日当たり 時間

体育の4単位が追加された

(3) 卒業要件が120単位・・・1年あたり30単位

→ 半期15単位

→ 講義2単位授業が週7.5コマ

→ 1日 コマ

2-2. 単位制度と学修時間②

現行
では

大学設置基準第21条第2項

- 講義・演習は、15～30時間の授業で1単位
- 実験・実習・実技は、30～45時間の授業で1単位
- 一と二の併用は、大学で定める授業時間で1単位

例1 英米文学概説（前期2単位） 水曜日1限

2単位=90時間の学修

うち、授業は毎週2時間（本当は90分）×15回=30時間
自主学修は90-30=60時間（1回あたり4時間程度）

例2 英語コミュニケーションⅠ（前期1単位） 水曜日2限

1単位=45時間の学修

うち、授業は毎週2時間（本当は90分）×15回=30時間
自主学修は45-30=15時間（1回あたり1時間程度）

15時間の授業で
1単位とすれば
→ 2単位授業は
30時間で○

クイズ④ 60単位のカベ？

編入学 と 転学 の違いは？

入学前の既修得単位認定において
60単位の制限がある場合 と ない場合
の違いは？

2-3. 入学前に修得した単位①

【学校教育法で規定されている編入学】

- ・ 短期大学卒業者
- ・ 高等専門学校卒業者
- ・ 専修学校の専門課程修了者
(修業年限が2年以上 かつ 総授業時間数が1,700時間以上)
- ・ 高等学校等の専攻科修了者 ≪平成28年度から≫

【各大学の規則等で改めて規定すべき編入学】

≪例示≫ 大学を卒業した者 及び 大学に2年以上在学し所定の単位
(例えば、62単位以上)を修得した者

↑ 学校教育法第88条(相当期間の修業年限への通算)

大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した場合・・・

- ・ 教育課程の一部を履修したと認められるときは、大学が定める期間を
修業年限に通算可能
- ・ (通算は) 修業年限の2分の1を超えてはならない

2-4. 入学前に修得した単位②

【卒業の要件(大学設置基準第32条)】

- ・ 修業年限 4年以上在学 ←これを短縮できるか
- ・ 修得単位数 124単位以上修得 ←これを減らせるか

【単位認定・・・修業年限の短縮が関係するか否か】

- ・ 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等(第28条)
 - ・ 大学以外の教育施設等における学習(第29条)
 - ・ 入学前の既修得単位等の認定(第30条ほか)
- ⇒ 編入学、転学等の場合を除き、60単位を超えない範囲で認定可能

学校教育法で規定されている、修業年限の短縮に関わる事項
⇒ 修業年限の短縮に必要な単位の認定をする必要がある。

クイズ⑤ 単位認定できる？

学生のボランティア活動を
単位認定できる場合 と できない場合
の違いは？

2-5.授業の開設

【省令】大学設置基準

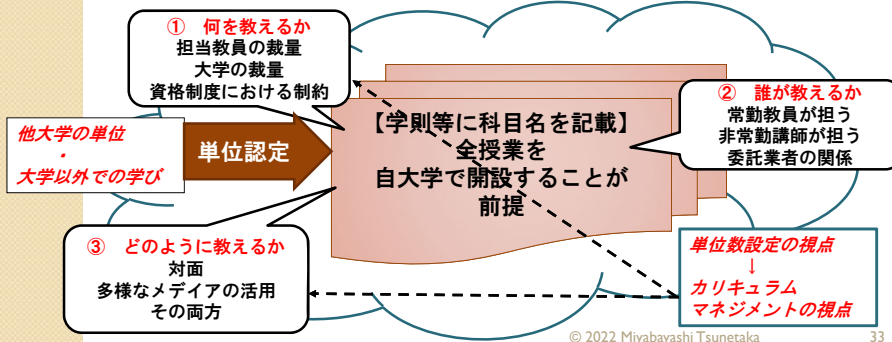
(教育課程の編成方針)

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

現行では



2-6.単位の授与

【省令】大学設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第21条第3項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

◆大学設置基準第21条第3項

卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

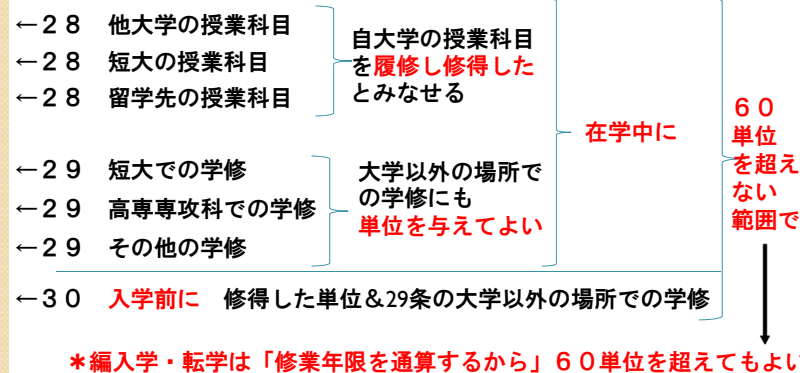
© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

34

2-7.単位認定の実務①

◆ 大学設置基準第28条～第30条の違い

卒業に必要な単位



© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

35

2-8.単位認定の実務②

◆「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について」(2019)

①単位互換制度の概要と経緯

制度導入当初は、大学間の細かい協議を前提としていた

②柔軟な対応

- ・協議や協定等に限定せず、大学が教育上有益と認めれば単位認定は差し支えない
- ・上記の単位認定を行う場合は、学生に認定手順等を明らかにしておくこと
- ・（とはいえ）複数大学間の場合は、あらかじめ協議や協定等があったほうが望ましい

③単位認定の基準と方法

- ・単位認定しようとする他の大学等の授業科目が、自大学の教育課程に即したものであることが前提
- ・必修科目は、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合のみ可
- ・選択科目は、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係までは要さない

④「自ら開設」の原則との関係

他の大学等との単位互換を前提として授業の実態のない科目を開設するような運用は不適切である。

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

36

クイズ⑥ 似た用語

修業年限 と
標準修業年限 と
在学年限（期間）の違いは？

退学 と
除籍 の違いは？

2-9. 学生と学籍①

【修業年限】

学校教育法第87条で規定
教育課程を修了するのに必要と
定められた期間

卒業の要件

【標準修業年限】

大学院設置基準第3・4条で規定
大学院においては**修業年限が弾力化**
されている

1年制大学院の誕生

【在学年限（期間）】

大学設置基準第32条に規定
「卒業の要件は、大学に4年**以上**在学し・・・」
その**上限**について**法令等で定められていない**
⇒多くの大学では、**学則で修業年限の2倍と**
自主的に決めている

学生の権利

2-10. 学生と学籍②

【退学と除籍の違い】

学校教育法施行規則第4条で規定
各大学の学則で定めることが求められている

学生の権利

本人の意志による退学・・・自主退学

強制的な退学

懲戒処分としての退学・・・懲戒退学（学校教育法第施行規則第26条）

懲戒処分でない退学・・・除籍（法令上の規定はない）

在学年限（期間）超過、授業料未納等

死亡等

大学の教務Q&A（玉川大学出版）から

～応用編：職場で考えてみよう～

- ・除籍について、規則規程等ではどのように定めているか
- ・死亡除籍について、他の除籍と同じ対応でよいのか

⇒様式、教授会の関与など

クイズ⑦ 休学中に

新入生が4月1日から休学することは可能か？

休学中に他大学の科目等履修生で修得した単位を認定することは可能か？

2-1-1. 学生と学籍③

【休学】

- ・退学と同様に、各大学の学則に規定することが求められている。
- ・休学中に修得した単位の扱いについて、**法令等では定められていない**

例 平成24年3月28日 文部科学省高等教育局大学振興課 **事務連絡**

- ・学生が在学中に休学を認められ、他の大学で学修することは、従来どおり**差し支えない**
- ・休学期間中であっても他の大学で修得した単位等の認定は**可能**
- ・単位認定する場合は、その手続き等を明確にし、学生に公表すること

【二重学籍】

- ・直接禁止している法令等はない。

例 文部科学省 共同実施制度に関するQ&A

二重在籍が望ましくないとしているのは、学校教育法の修業年限の規定の趣旨に照らし、学生が二以上の大学の教育課程を同時に履修することは学生の十分な学習時間が確保できなくなると考えられるため。

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

41

ワーク③ 大学設置基準の改正動向を踏まえた単位数の設定

次の授業科目の単位数を設定してください。

全学共通／選択科目「海外キャリアデザイン」

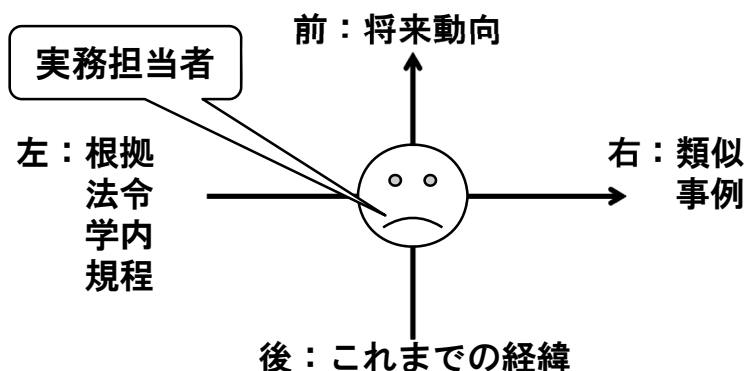
- ・完全オンライン開講
- ・非常勤講師（海外に滞在）が担当
- ・1日×90分のオリエンテーション
- ・60分×2コマ×5日のオンライン英会話
- ・4日×90分のグループワーク
- ・英語でのレポート（A4 3枚程度）
- ・グループで英語による動画作成（10分程度）

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

42

2-1-2. 実務担当者を取り巻く根拠

「前後左右」の確認に必要な環境整備



© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

43

3 窓口対応

- ◆ 成績問い合わせ
- ◆ 不正行為

- 2 担当業務の根拠を調べる
- 3 教務事務を取り巻く制度（単位認定や退学・除籍など）の根拠と実務の差
- 4 大学設置基準の改正動向について職場で共有

- 1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え
- 5 実践的な知識の継承

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

44

ワーク④ 成績問い合わせ

ある学生からの相談です。

『全てリモートで開講された授業科目の成績について、シラバスに記載されていた成績評価方法のとおり評価してもらえなかったような気がする』

レポート課題 30%
チーム報告 25%
クラス議論への参加度合 20%
最終試験 25%

成績不服申立をしたいと相談を受けました。
どのような対応が考えられますか。

<このワークで考えたいこと>

- ☐ 学生に何を確認しますか？
- ☐ (確認後) 学生に何を話しますか？
- ☐ (あなたの対応に) 学生が納得しなかった場合、
どのような対応が考えられますか？

3-1. 成績評価①

【省令】大学設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第21条第3項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- ◆ 成績評価に対する学生のニーズは多様であり、年々変化している。
→そのことを教職員が理解して、適切に対応できているか。
- ◆ 成績不服申立が解決策ではないケースもある。
→学生の真のニーズを引き出すコミュニケーションが求められている。
→教務事務部門だけで解決できないケースもある。

3-2. 成績評価②

【法令ではなく・・・中教審から示された指針】
教学マネジメント指針

～Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化～

大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、その限界には留意しつつも、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果(学修成果)や、大学が学位プログラムを通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を備えた学生を育成できていること(教育成果)に関する情報を的確に把握・可視化する必要がある。学生が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けられていることを実感・説明でき、大学が教育課程の改善に活用できるようにするためにも、複数の情報を組み合わせた多元的な把握・可視化が必要である。その際、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

- ◆ 成績評価基準の公表から、成績評価の信頼性を確保するステージへ

ワーク④ 不正行為

全学科目「日本国憲法」(受講者が250名)で集団カンニングが発生しました。

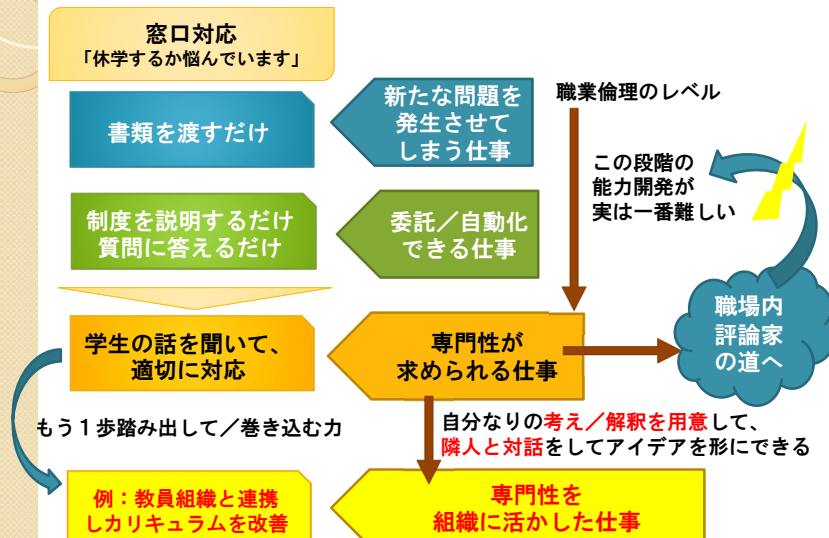
試験時間中に「試験監督教員」が、カンニングをしたとする学生1名を連れて、教務窓口へやってきました。
この後、どのような対応をすべきですか。

<このワークで考えたいこと>

- ☐ まず、試験監督教員に何を確認しますか？
- ☐ (確認後) 試験監督教員 と 学生
それぞれにどのような対応をしますか？

3-3. 窓口対応と職員の専門性

担当業務の例



© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

49

4 SDを実務に活かす

- ◆ 実践的な知識の継承
- ◆ プログラムのまとめ

- 1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え
- 5 実践的な知識の継承

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

50

振り返り①

業務に必要な知識・理解を深める人と
そうではない人
に分かれてしまう理由は？

採用前に決まっていた？
初めての職場・上司による？

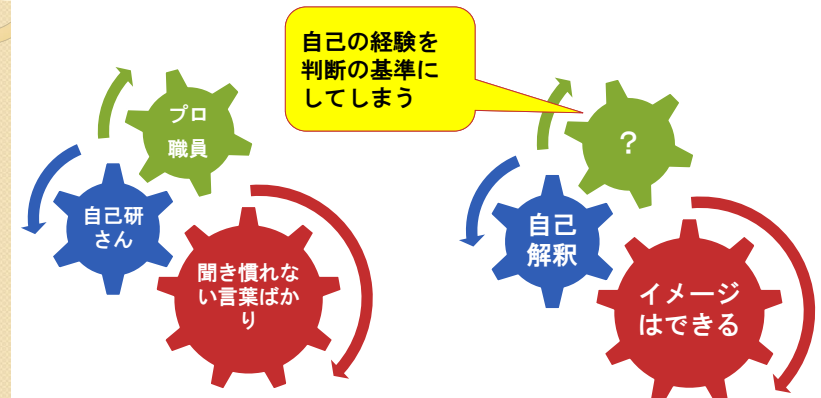
© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

51

4-1. なぜ学ばないのか

銀行に就職しました・・・

大学に就職しました・・・



© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

52

振り返り②

スタッフが
育つ職場 と 育たない職場
の違いは？

上司による？
上司が変われば、劇的に変わる？

4-2. 事務室を取り巻く課題

三遊間のゴロが苦手な事務組織

⇒組織が大きければ大きいほど・・・

官僚制

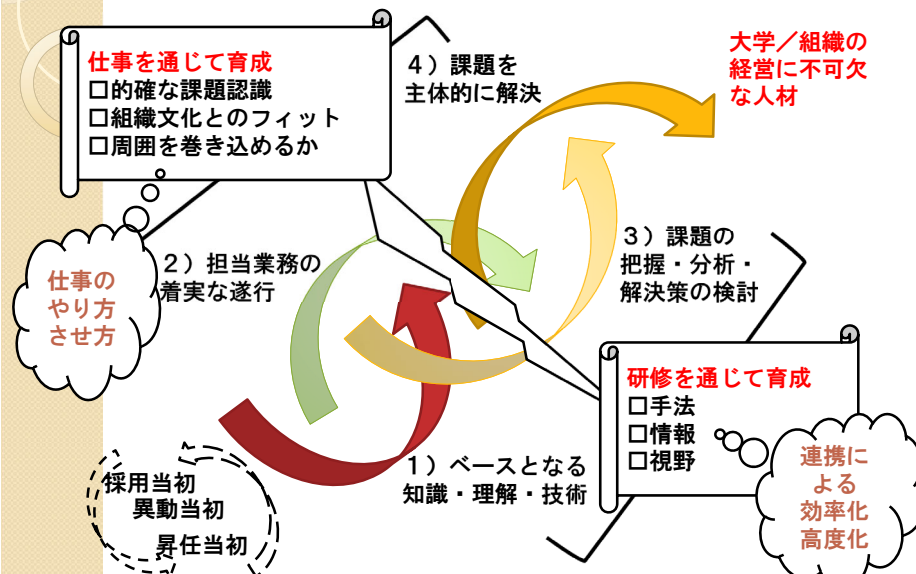
- ①標準化
- ②階層性
- ③没人格性

行き過ぎた官僚制

- ①訓練された無能
- ②目標の転移
- ③顧客の不満足

(GLOBIS MANAGEMENT SCHOOL WEB
<http://gms.globis.co.jp/dic/00561.php> より転載)

4-3. SDの限界と効用

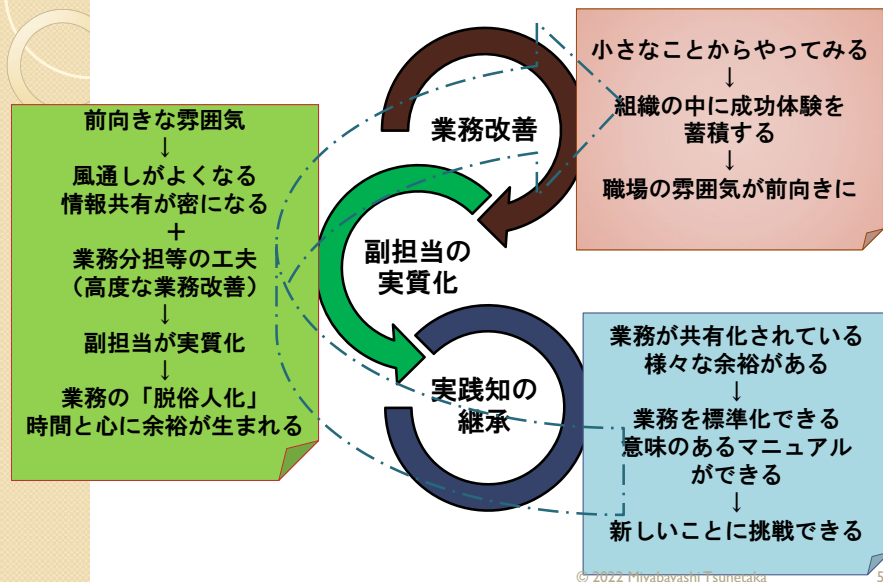


振り返り③

使えるマニュアル と
使えないマニュアル
の違いは？

目次が問題なのか？
更新しないのが問題なのか？

4-4. 実践的知識の継承



4-5. プログラムのまとめ

誰もいない森の中で木が倒れたら、
その音はするのか？

【悪循環の例】

個人 わからない⇒わかるが...気づかないフリ⇒本当に気づかない
↓ ↓ ↓
組織 教えない ⇒ 組織で対応しない ⇒ 対応しない組織

【悪循環を断ち切るために】

個人 わからない ⇒ わかるから気づく ⇒ 気づくことはよいこと
↓ ↓
組織 教える ⇒ その気づきを組織で対応する

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

58

4-6. より深く学ぶために

◆ 大学SD講座2 大学教育と学生支援

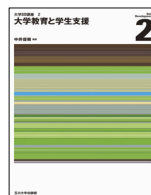
第2章 カリキュラム

第3章 履修指導

第4章 単位認定

第5章 学籍管理と卒業認定

など



◆ 名古屋大学高等教育研究センター／大学教務実践研究会セミナー

夏 教務系職員初任者向け講習会

この講座です

秋 教務系事務部門リーダー講習会

組織力を高めるための知識・理解・技術

冬 年次大会

制度改正の最新情報もここで確認

最新情報や過去の大会資料はこちらでご確認ください。

<https://kyoumuujissenn.com/>

© 2022 Miyabayashi Tsunetaka

59